

愛知学院大学保証人に関する取扱規程

令和5年4月1日制定

(趣旨)

第1条 この規程は、愛知学院大学（以下「本学」という。）に在籍する学部生（以下「学生」という。）の保証人に関し必要な事項を定める。

(保証人の届出)

第2条 入学許可を得た者は、愛知学院大学学則第20条に基づき、自らの保証人を在学誓書により、届け出なければならない。

2 保証人としてすることができるものは、日本国内に居住する者であり、かつ、父母又は独立の生計を営む親族あるいは縁故者でなければならない。

3 学生は、次の各号いずれかに該当するときは、所定の書式に指定された証明書を添付し、速やかに大学に届けるものとする。

(1) 保証人を変更するとき。

(2) 保証人の氏名、住所その他重要な事項に変更があったとき。

(保証人の特例)

第3条 特別な事情により、親族、縁故者を保証人としてできない場合は、学長に事情書を提出し、承認を得ることで前条2項の定めによらず、保証人としてすることができる。ただし、この場合の保証人は、日本国内に居住し独立生計を営む成年者でなければならない。

(保証人の責任範囲等)

第4条 保証人が学生に関して責任を負う範囲は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 学則等の諸規定の遵守に関する事項

(2) 学籍異動に係る同意に関する事項

(3) 緊急時の連絡対応に関する事項

(4) 学生が負担する学納金（愛知学院大学学則第39条に定める学納金。）及び故意又は過失により本学の施設を損壊した場合等の損害賠償等の責務（ただし、限度額は年間学納金相当額とし、在学中に学納金の改訂が行われた場合は、改定後の年間学納金相当額とする。）

2 保証人は、保証人となっている学生について、本規程に定めのない事項が生じた場合は、本学との協議の上対応する。

(保証人への学納金納付督促)

第5条 本学は、学生が学納金の納付を怠り、督促してもなお納付しなかった場合は、保証人に督促するものとする。

(保証人への通知)

第6条 本学は、学生が次の各号のいずれかに該当した場合は、保証人に通知するものとする。

- (1) 愛知学院大学学籍に関する規程第8条に定める手続きをする場合
- (2) 学納金の納付を怠り、督促してもなお納付せず除籍された場合
- (3) 休学及び退学が認められた場合
- (4) 卒業不可、進級不可と判定された場合
- (5) 本学の規則等に基づき懲戒処分又は教育的措置を受けた場合
- (6) 授業料未納又は在学年限満了による除籍の予告通知の場合
- (7) 学生本人に連絡がつかない場合
- (8) 大学からの貸与物品等の返却督促に応じない場合
- (9) その他、本学が保証人に対して通知することが必要と認めた場合

(修学状況の報告)

第7条 本学は、学部 に在籍する学生の保証人に対し、修学状況を報告するものとする。

(規程管理)

第8条 この規程の管理は、学生部学生課が取り扱う。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施にあたって必要な事項は、別にこれを定める。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は代表教授会の議を経て、学長が決定する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。